

佐賀県中学校総合体育大会開催基準

平成29年度

1 目的

佐賀県中学校総合体育大会（以下大会という）は、学校教育活動の一環として中学校生徒に広くスポーツ活動実践の機会を与え、学校体育の振興とスポーツの発展ならびに体位・体力と技能の向上を図り、心身ともに健全でたくましい中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒相互の親睦を図ることを目的とする。

2 主催

佐賀県教育委員会 佐賀県中学校体育連盟

3 主管

佐賀県内各地区中学校体育連盟 佐賀県中学校体育連盟競技別専門部

4 開催競技

- 男子競技・・・陸上・水泳・バスケットボール・バレーボール・サッカー
(18競技) 体操・新体操・ハンドボール・卓球・バドミントン・軟式野球
ソフトテニス・柔道・剣道・相撲・駅伝・空手道・テニス
- 女子競技・・・陸上・水泳・バスケットボール・バレーボール・体操・新体操
(16競技) ハンドボール・卓球・バドミントン・ソフトテニス・ソフトボール
柔道・剣道・駅伝・空手道・テニス

5 開催期日

- (1) 総合体育大会は、毎年7月29日、30日の2日間で開催することを原則とする。
- (2) 駅伝は11月に開催することを原則とする。
- (3) ハンドボール・バドミントン・陸上・水泳・体操・新体操・空手道・テニスは、運営の都合上、別の日程で開催することを原則とする。

6 参加資格

- (1) 参加者は、佐賀県中学校体育連盟の加盟校に在学している中学生で校長が認めたものであること。ただし、参加申込時点で当該校に在籍しているものとする。
- (2) 同一選手は、2つ以上の競技にわたって出場することはできない。ただし、駅伝は除く。
- (3) 各地区中体連主催大会などにおいて当該競技実施要項により、県大会への参加資格を得たチームまたは、個人とする。ただし、予選を行わない競技については、当該中学校長の認めたものとする。
- (4) チーム編成は、一校単位で組織されたものとする。ただし、複数校合同チーム編成規程に則り、申請後承認をうけた場合には、複数校合同チームの参加を認める。
- (5) 個人戦は、(3)項の個人戦大会より選抜されたものとする。
- (6) 参加生徒の引率・監督等は、当該校の校長・教員とする。ただし、当分の間当該校の教職員でもよい。（引率を除く）
- (7) 軟式野球・サッカーについては、女子の参加を認める。
- (8) 全競技種目に、外部コーチを認める。ただし、当該校の校長の認めた者とし、県中体連への登録を要する。

7 参加制限

- (1) 県下中学校を次の8地区とする。
 - 鳥栖地区 ○ 三養基地区・神埼地区 ○ 佐賀市 ○ 小城・多久地区
 - 唐津地区 ○ 伊万里・西松浦地区 ○ 杵島・武雄地区 ○ 鹿島・嬉野・藤津地区

- (2) 各地区代表は、別に定める競技別出場数一覧によるチーム数とする。個人についても同様とする。
- (3) 団体競技種目において、競技力向上特別枠を4チーム設ける。個人についても4名（4組）設ける。選出方法については、毎年理事会にて協議し、各地区に与える。駅伝競技について佐賀市と唐津地区は4チームずつ参加枠を設ける。（他の地区は2チーム、開催地は3チーム）

8 開催地

- (1) 大会は次の順序とする。
 - ① 北部ブロック [唐津地区]
 - ② 西部ブロック [杵島・武雄地区 伊万里・西松浦地区 鹿島・嬉野・藤津地区]
 - ③ 中部ブロック [佐賀市 小城・多久地区]
 - ④ 東部ブロック [鳥栖地区 三養基地区 神埼地区]
- (2) ハンドボール・バドミントン・陸上・水泳・体操・新体操・駅伝・空手道・テニスについては、毎年開催および主管地区を理事会にて審議し、決定する。

9 大会要項

- (1) 大会実施要項は、県中体連の競技別専門部で前年度中に作成する。
- (2) 県中体連事務局で一括印刷し、それぞれに配布する。

10 参加申込

- (1) 大会実施要項規定により参加資格を得たチームおよび個人は、所定の参加申込書に当該校校長の承認ならびに地区中体連会長の承認を得て、県中体連会長に申し込むこと。
- (2) 地区中体連理事長が一括して県中体連事務局へ参加料を添えて申し込むこと。

11 参加料

生徒一人あたり500円とする。

12 組合せ・抽選

- (1) 開催競技の組合せ、演技順等については、会長立ち会いの上、調査研究部員により抽選することを原則とする。
- (2) 個人戦（ソフトテニス・卓球・剣道）組合せについては、会長立ち会いの上、調査研究部員により組合せを作成し抽選することを原則とする。
なお、バドミントン・柔道・相撲・テニス・空手道については、申し込み終了後、会長立ち会いの上、競技専門部により抽選を行う。
- (3) 抽選方法については別に定める。

13 表彰

- (1) 団体第1位から第3位までの学校および1位の学校の登録選手に賞状を授与する。
- (2) 優勝校に、優勝旗（持ち回り）を授与する。
- (3) 個人第1位から第3位までの選手に賞状を授与する。

14 九州大会への参加資格

- (1) 大会の上位チームおよび個人を九州大会実施要項のエントリー数により、佐賀県代表として参加資格を与える。
- (2) 参加資格を得たチームおよび個人は、原則として出場辞退することができない。ただし、事故等により出場不可能な時は次の順位のものに参加資格を与える。

15 その他

- (1) 大会運営を円滑にするため関係機関および各競技団体と緊密な連絡をとる。
- (2) 突発的な事項についてはその都度大会本部で協議する。
- (3) スキー・スケート・アイスホッケーの3競技については、各学校の施設・指導者その他の問題により、当分の間県大会は開催しない。
- (4) 男子ソフトボール等については、平成6年度以降その都度協議する。